

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなどお取引様の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②型管理などのコスト負担

型の取扱いは取引基本契約書を参考に取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請は行わないよう十分に配慮します。

#### ③手形などの支払条件

お取引先様への支払代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等をお取引先様の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ④知的財産・ノウハウ

取引の実態に合わない片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼすお取引先様への影響に配慮しつつ、取り組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。

災害時等においては、お取引様取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当社では、あらゆる行動の原点となる「わたしたちの行動指針」を制定し、従業員への浸透を目的に、リーフレットの配布やイントラネット上での掲示、公式 WEB サイトへの掲載等、広く周知を行っています。

本行動指針の中で「公正な取引」を掲げ、お取引先様には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2020年8月18日

株式会社 エフテック

代表取締役社長 福田 祐一